

敦賀市デジタル人材育成業務
公募型プロポーザル募集要項

令和6年3月

敦 賀 市

1 業務の趣旨及び目的

本業務は、本市の産業振興を新たなステージに進めるため、デジタルスキルを活用して地域・社会を変えていこうとする意識を有した若年層人材を育成することを目的とするものである。

本プロポーザルは、業務の受注者を選定するに当たり、事業者の提案を総合的に評価し、最も優れたものを業務委託契約の候補者として選定することを目的とする。

2 公募概要

(1) 業務名

敦賀市デジタル人材育成業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(5) 提案上限額

14,257,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福井県において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

4 スケジュール

(1) 公募開始及び募集要項配布期間

令和6年3月19日（火）から令和6年4月9日（火）午後5時まで

(2) プロポーザルに関する質問書受付期間

- 令和6年3月19日（火）から令和6年4月2日（火）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限
令和6年4月5日（金）
 - (4) 企画提案書類の受付期間
令和6年3月19日（火）から令和6年4月9日（火）午後5時まで
 - (5) 企画提案書類の審査及びプレゼンテーション
令和6年4月中旬
 - (6) 結果通知
令和6年4月中旬から下旬

5 申込方法

(1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。

また、市ホームページにおいても公開する。

ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ア 所在地 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所3階 商工貿易振興課

イ TEL 0770-22-8122

ウ FAX 0770-22-8184

エ Eメール syoukou@ton21.ne.jp

(2) 質問書の受付及び回答

「質問書」（様式4）に要旨を簡潔にまとめ、5の(1)のEメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。

また、回答は、市ホームページに掲載するとともに、令和6年4月9日（火）まで、担当課において閲覧することができる。

なお、質問に対する回答は、本募集要項及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、6企画提案書類の作成要領に定める一式とし、持参又は郵送により、受付期間中に5の(1)の担当課に提出すること。

ただし、持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、8部（正本1部、副本7部）を提出すること。なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

6 企画提案書類の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1)参加申請書兼企画提案書（表紙）	①商号又は名称、代表者氏名、所在地、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ②A 4判1頁
(2)参加資格確認事項申告書（様式1）	①本募集要項の3の参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 ②A 4判1頁
(3)業務実績（様式2）	①過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日）の類似業務の受注実績を記載すること。 ②実績として記載した業務の契約書及び仕様書の写しを正本1部に添付すること。 ③枚数は必要に応じて追加すること。
(4)業務の企画提案（様式自由）	①別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ②記載に当たり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。 ③A 4判15頁以内又はA 3判8頁以内とすること。
(5)見積書（様式3）	①本業務の実施に必要な経費を <u>税抜き</u> で記載すること。 ②内訳書（任意様式）を添付し、見積書に記載した金額の内訳について、参加者数の減により変動する金額が分かるように記載すること

7 審査及び選定方針

(1) 審査方針

敦賀市デジタル人材育成業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類及びプレゼンテーションの審査を行う。

(2) 選定方針

審査委員会において、企画提案書類及びプレゼンテーションについて別表の審査項目等に基づき、評価、採点し、その結果、評点の最も高かった者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は審査委員で協議の上、選定する。

なお、最高得点となった者が審査委員会の定める基準点に満たなかった場合は、契約候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募を行う。

(3) 参加承認の通知

提出書類確認後、本プロポーザルへの参加の承認及びプレゼンテーションの日時と場所について令和6年4月12日（金）午後5時までに電子メールにて通知する。

(4) プレゼンテーションの実施

提出のあった提案について、審査委員会に対しプレゼンテーションを行う。

ア 実施予定日

令和6年4月中旬

※時間、場所等は、対象となる事業者へ別途連絡

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

外部コンサルタントや提案者と業務提携をしている事業者は認めない。

ウ 持ち時間

機器の接続、質疑応答10分程度を含めて30分以内を予定。

なお、持ち時間は参加事業者数により変更となる可能性がある。

エ その他

プレゼンテーションは提出した素案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備を行う。(※プロジェクターとパソコンの接続ケーブルの端子はHDMI端子) プレゼンテーションに必要なその他の機器については、参加者で用意を行うこと。

(5) 結果通知

ア 審査結果については、令和6年4月中旬から下旬までに企画提案書類提出事業者に通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 契約の締結

上記7で選定された者と契約締結の交渉を行う。契約が成立しない場合は審査委員会による評価点数が高い者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様・数量等）について契約を保証するものではない。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (2) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの
- (3) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (5) 提案者が3に定める参加資格を満たさなくなったとき。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席したとき。
- (7) その他審査委員会が不適格と認めるとき。

10 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、一切返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 提出された企画提案書類等は、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（又は部分公開）するものとする。
- (4) 本プロポーザルに要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日

本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案者が負うものとする。

- (6) 本契約締結前に、契約候補者となった者が、本プロポーザル実施に際し談合その他不正行為を行ったと認められた場合は、本契約を締結しない。また、本契約を締結しないことに伴い、損害が生じても本市は一切責任を負わない。

11 担当部署

- ・ 敦賀市産業経済部商工貿易振興課
- ・ 住 所：福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
- ・ T E L：0770-22-8122
- ・ F A X：0770-22-8184
- ・ Eメール：syoukou@ton21.ne.jp

別表1 審査項目

No	審査項目	評価の視点・基準	
1	敦賀市及び業務に対する理解度、取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市及び地域経済の現状に対して十分な理解を有しているか ・事業への意欲熱意が感じられるか 	
2	企業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種業務、類似業務実績を有しているか 	
3	業務内容	①短期プログラム 地域への参画意識醸成について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決を通じて、地域への参画意識の醸成が期待できるプログラム内容となっているか
		②短期プログラム デジタルの楽しさについて	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的なデジタルスキルを活用しながら、デジタルの楽しさを感じることのできるプログラム内容となっているか
		③長期プログラム 起業マインドの育成について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のために活動するチャレンジ精神や、起業により地域・社会を変えていけるという意識の育成が期待できるプログラム内容となっているか
		④長期プログラム 市内就業を可能とするスキル習得について	<ul style="list-style-type: none"> ・市内就業を可能とする先進的なスキル習得が期待できるプログラム内容となっているか
		⑤参加者へのサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する指導者は研修等により十分なデジタルスキル及び地域課題解決に導く十分な指導力を有しているか ・参加者が相談しやすい環境が整えられているか
		⑥事業効果の連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から実施する小学生向けプログラミング教室開催補助との相乗効果が見込まれるか ・受講者が本市の地域課題解決に継続的に参画できるスキームが提案されているか
4	業務内容に関する企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に定める各業務内容について、過去の実績、経験、知識、本市の現況等を踏まえ、独自の提案が具体的に示されているか 	
5	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ必要最低限度の見積額となっているか 	